

○国立大学法人東京科学大学大型設備等調達要項

令和 6 年 10 月 1 日
会計事務総括責任者制定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）における施設工事を除く政府調達に関する協定が適用される設備又は役務（以下「大型設備等」という。）の調達を行う場合の仕様策定及び技術審査に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 部局 国立大学法人東京科学大学組織運営規則（令和 6 年規則第 1 号）第 19 条から第 32 条までに定める組織をいう。
- 二 部局長 前項に規定する部局の長をいう。

(仕様策定委員会)

第 3 条 部局において、大型設備等の調達を行う場合には、調達しようとする大型設備等の仕様策定を行うため、その都度、仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。ただし、複数部局の共同利用に係る大型設備等の仕様策定は、当該部局間で協議して代表部局を定めるものとする。

2 委員会の委員は、原則として 3 人以上とし、次に掲げる委員で組織するものとする。

- 一 当該大型設備等の調達を希望する者
- 二 前号以外の者で、当該大型設備等について専門的な知識を有する者
- 三 グループ長以上の職にある事務職員

3 部局長又は代表部局の長（以下「部局長等」という。）が必要と認めた場合は、他の部局又は他機関等の者を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ当該他の部局又は他機関等の長（委任を受けた者を含む。以下同じ。）の同意を得るものとする。

4 委員は、当該部局長等が委嘱する。

5 委員の委嘱は、別に定める仕様策定委員委嘱状により、事務の範囲を明らかにして行うものとする。

6 委員会に、委員長を置き、委員の互選による。

7 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(調査及び検討事項)

第 4 条 委員会は、仕様の策定に当たり次に掲げる事項について、専門的観点から調査及び検討を行うものとする。

- 一 大型設備等の機能及び性能等に関すること。
- 二 大型設備等に関する関係資料等の収集に関すること。
- 三 その他仕様の策定に関し必要と認める事項

- 2 委員会は、関係資料等の収集に当たっては、可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ、公平に行うものとする。
- 3 委員会は、仕様の策定に当たっては、教育研究及び診療上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるようにするものとする。
- 4 委員会は、策定された仕様原案を可能な限り多数の供給者に対して公平に説明会を開くこと等により説明し、供給者からの意見を聴取した上で仕様を決定するものとする。
- 5 委員会は、仕様の策定過程において、教育研究及び診療上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様の決定前に当該部局長等の承認を得るものとする。
- 6 委員会は、総合評価落札方式による調達を実施する場合には、総合評価基準及び審査基準等もあわせて策定するものとする。
- 7 委員会は、開催の都度調査検討内容について議事要旨を作成するものとする。

(仕様策定の報告等)

第5条 委員会は、仕様書等を作成し、前条第7項の議事要旨を添付し、当該部局長等に報告するものとする。

(技術審査職員)

第6条 会計責任者は、応札者が提案する仕様書及び附属資料（以下「応札仕様書」という。）の技術審査を行うため、その都度、技術審査を行う職員（以下「技術審査職員」という。）を委嘱するものとする。

- 2 技術審査職員は、複数人委嘱するものとする。
- 3 会計責任者が必要と認めた場合は、他の部局又は他機関等の者に技術審査職員を委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ当該他の部局又は他機関等の長の同意を得るものとする。
- 4 技術審査職員の委嘱に当たっては、別に定める技術審査職員委嘱状により、事務の範囲を明らかにして行うものとする。
- 5 技術審査職員と仕様策定委員との兼任は、原則として認めないものとする。

(技術審査)

第7条 技術審査は、応札仕様書が大学の仕様を満たしているか否かについて、応札仕様書に基づき行うほか、必要に応じて、応札者から十分な説明を受けて行うものとする。

- 2 技術審査職員は、技術審査結果を記録するために技術審査表（総合評価落札方式での調達の場合は、総合評価基準の判定等も含む。以下同じ。）を作成するものとする。
- 3 技術審査職員は、必要に応じて、協議により技術審査表を作成することができるものとする。

(技術審査結果の報告等)

第8条 技術審査職員は、技術審査が終了したときは、前条第2項の技術審査表を添付し、別に定める技術審査報告書により、会計責任者に報告するものとする。

2 技術審査の結果不合格となった応札者に対しては、不合格とした理由を明記した別に定める技術審査結果通知書により通知するものとする。

（要項適用の特例）

第9条 大型設備等の調達以外の契約であっても、部局長等が必要と認めた場合は、この要項を適用することができるものとする。

附 則

1 この要項は、令和6年10月1日から施行する。

2 次に掲げる要項等は、廃止する。

一 国立大学法人東京工業大学における大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）

二 国立大学法人東京医科歯科大学大型設備等調達要領（平成16年4月1日制定）